

下野市定住促進住宅新築等補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年 3月29日

下野市長 広瀬 寿雄

### 下野市定住促進住宅新築等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する下野市定住促進住宅新築等補助金(以下「補助金」という。)については、下野市補助金等交付規則(平成18年下野市規則第50号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県をいう。以下同じ。)から本市に定住を希望し、新たに住宅を新築又は購入(以下「取得」という。)した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、定住人口の増加を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永住をすることを前提として本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本市に置くことをいう。
- (2) 住宅 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項第1号に規定する建築物のうち、専用住宅又は併用住宅であるものをいう。
- (3) 新築 自己の居住の用に供するため、市内に新たに住宅を建築することをいう。
- (4) 購入 中古住宅を除き、市内に建築された住宅を自己の居住の用に供するため、購入することをいう。

- (5) 中古住宅 個人所有歴のある住宅のことをいう。
- (6) 子ども 中学生以下の児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条に規定する児童をいう。)をいう。
- (7) 基準日 東京圏を転出した日をいう。

(交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げるものすべてに該当するものとする。ただし、市長が特別に認める者はこの限りではない。

- (1) 下野市に定住している者であつて、かつ、5年以上定住することを誓約するものであること。
- (2) 自治会に加入していること。
- (3) 当該住宅の取得日が、平成29年4月1日以降であること。
- (4) 当該住宅の取得日が、基準日前1年以内又は基準日後3年以内であること。
- (5) 市税を滞納していない者であること。
- (6) 対象者及びその同一の世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の額等)

第5条 市長は、東京圏から転入し、前条に該当する者に、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助金の額は、新築又は購入住宅に対し40万円とする。
- 3 申請時に対象者の世帯に子どもがいる場合は、子ども一人につき10万円を補助金に加算するものとする。
- 4 補助金は、同一住宅又は同一人に対し、1回に限り交付するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該住宅に入居した日から起算して1年以内に、下野市定住促進住宅新築等補助金申請書(様式第1号)を次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯員全員が記載されている住民票の写し

(2) 住宅の建築工事請負契約書又は売買契約書の写し

(3) 建物の登記事項証明書の写し

(4) 市税の滞納が無いことを証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定し、下野市定住促進住宅新築等補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 申請者は、前条に規定する下野市定住促進住宅新築等補助金交付決定（却下）通知書により交付が決定した場合、下野市定住促進住宅新築等補助金交付請求書（様式第3号）を市に提出するものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

下野市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

印

下野市定住促進住宅新築等補助金申請書

下野市定住促進住宅新築等補助金要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けるため、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- (1) 世帯員全員が記載されている住民票の写し
- (2) 住宅の建築工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 建物の登記事項証明書の写し
- (4) 自治会に加入していることを証する書類
- (5) 市税の滞納が無いことを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

誓 約 書

私は、本申請にあたり下記の内容について誓約します。

- 1 下野市に5年以上定住すること。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

申請者名

印

様

下野市定住促進住宅新築等補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので、下野市定住促進住宅新築等補助金交付要綱第7条の規定により通知いたします。

年 月 日

下野市長



種 別	<input type="checkbox"/> 決定 <input type="checkbox"/> 却下
補助金の名称	下野市定住促進住宅新築等補助金
交付決定額	円
交付に係る指示事項	1 下野市定住促進住宅新築等補助金交付要綱を順守のこと 2 その他市長が必要と認める事項
却下の理由	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

下野市長 様

申請者 住所  
氏名 印

下野市定住促進住宅新築等補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった下野市定住促進住宅新築等補助金について、下野市定住促進住宅新築等補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり請求します。

補助金の名称	下野市定住促進住宅新築等補助金
交付決定額	円
請求額	円
添付書類	1 下野市定住促進住宅新築等補助金交付決定書の写し 2 その他市長が必要と認める書類

振込先	銀行			支店
預金種別	普通	当座	口座番号	
名義				